犯罪に巻き込まれないために（銀行口座 編）

日本語

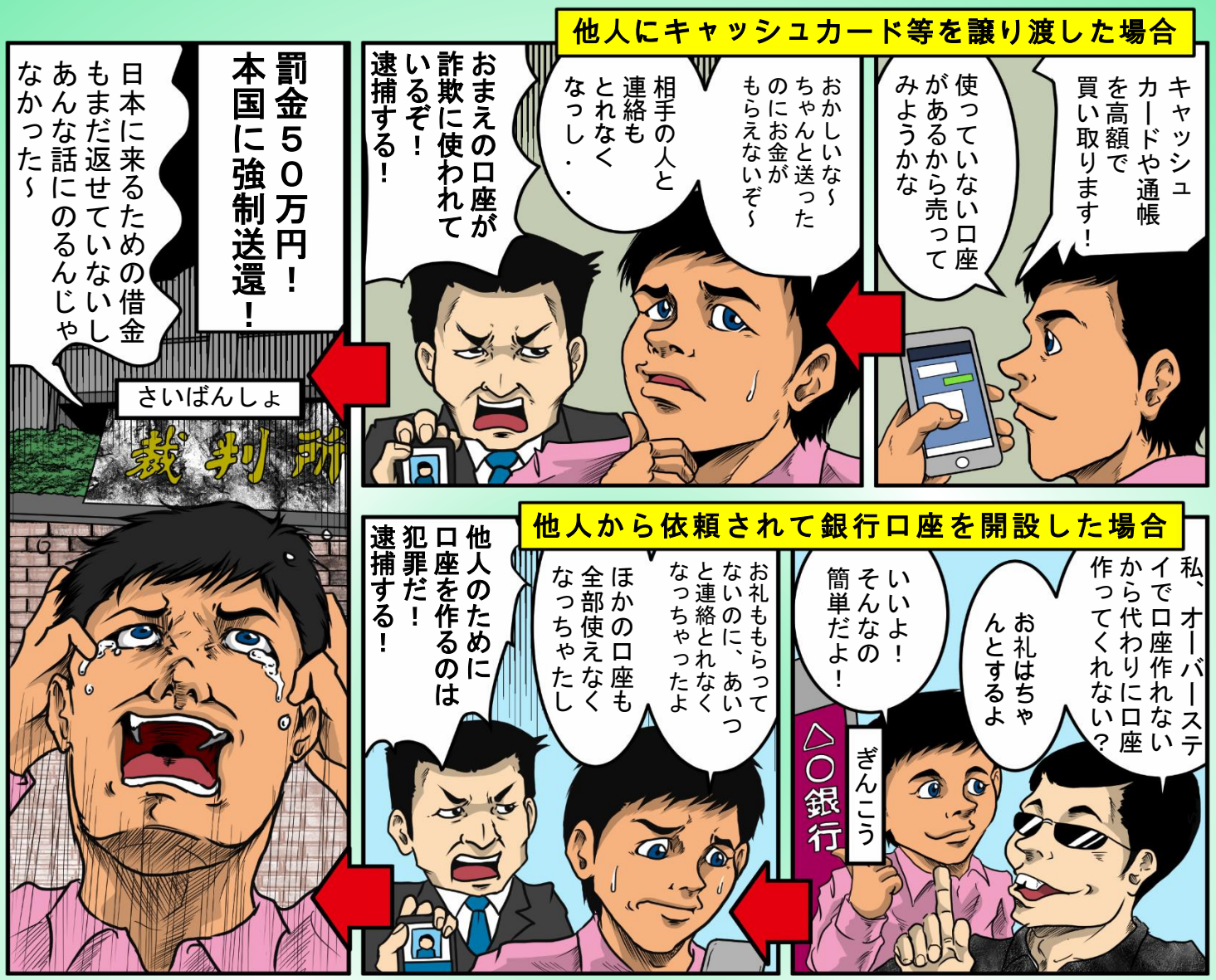

他人にキャッシュカードや通帳を譲り渡したり、譲り受けるのは犯罪です。
また、第三者に利用させる目的で口座を開設するのも犯罪です。

あなたが譲り渡した銀行口座が犯罪に使われると、あなた名義の口座が全て凍結され、使えなくなるおそれがあります。

キャッシュカード等を他人に譲り渡した場合

犯罪による収益の移転防止に関する法律
１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金

他人のために銀行口座を開設した場合

詐欺罪
１０年以下の懲役

県警公式サイト

福岡県警察本部　国際捜査課